

第7回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成24年1月31日(火)15:00~
議事堂3階 301委員会室

- 1 条例中間案の検討について
- 2 パブリックコメントの実施について
- 3 その他

添付書類

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)中間案 |
| 資料2 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)中間案の体系 |
| 資料3 | 条例の名称検討資料 |
| 資料4 | 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)に対する意見募集
(パブリックコメント)(案) |
| 資料5 | 「歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)」中間案に関するご意見
について(依頼)(案) |
| 資料6 | 歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開(案) |

平成 24 年 1 月 31 日

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、歯と口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めることなど県及び県民等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 すべての県民が、生涯を通じて、80 歳で自分の歯を 20 本以上保つ運動（以下「8020 運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診及び保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第 2 章 各主体の責務

（県の責務）

第 3 条 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて、歯と

口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、医療並びに保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくり及び歯科疾患の予防に取り組むよう努めるものとする。

（歯科医療関係者の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療に係る者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

第3章 各主体の役割

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割）

第7条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う活動との連携及び協力を努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、県民の正しい生活習慣の教育と食育の推進に努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

第4章 各主体間の連携等

（市町等との連携、協力及び調整）

第9条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第10条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動を推進しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的な支援を行うものとする。

第5章 基本的施策

(基本的施策)

第11条 県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

- 一 すべての県民が、生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備に関する事。
- 二 障がい者、介護を必要とする者、その他定期的に歯科検診や診療を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備に関する事。
- 三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の推進など科学的根拠に基づき、う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進並びに市町等がフッ化物洗口を実施する場合における各実施主体に対する助言及び支援に関する事。
- 四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第5条に基づく児童虐待の早期発見等に関する事。
- 五 歯周病の罹患率が高まる成人期における歯周病の予防対策の推進に関する事。
- 六 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科医療等を受けることが困難な地域をいう。)における歯と口腔に関する保健医療サービスの確保に関する事。
- 七 市町等関係機関と連携し、平時における災害に備えた歯科医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関する事。
- 八 歯と口腔の健康づくりに携わる者の人材育成並びに確保及び資質の向上に関する施策の推進に関する事。
- 九 歯と口腔の健康づくりに関する定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究の推進に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進に関する事。

第6章 計画

(計画)

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会等の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7章 調査

(調査)

- 第13条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第8章 財政措置等

(財政措置等)

- 第14条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9章 その他

(いい歯の日及び8020推進月間)

- 第15条 県は、歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりへの取組が積極的に行われるよう、毎年11月8日を「いい歯の日」とし、11月を「8020推進月間」とする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案の体系（平成24年1月31日現在）

義務規定 努力規定

総則

目的(第1条)

歯科口腔保健推進法に基づき
 (歯と口腔の健康づくりが)県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ
 歯と口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め
 県及び県民等の責務と役割を明らかにし 県施策の基本的な事項を定め
 施策を総合的かつ効果的に推進し もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与

基本理念(第2条)

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。
 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進
 すべての県民が生涯を通じて8020運動の意義を踏まえて、歯と口腔の検診や保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進
 関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進

第2章 各主体の責務

県の責務(第3条)

・施策を総合的に策定・実施する

県民の責務(第4条)

・自ら進んで全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康に関心と理解を深め正しい知識を持つ
 ・歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりと歯科疾患の予防に取り組む
 歯科医療関係者の責務(第5条)(歯科医師 歯科衛生士 歯科技工士等)
 ・県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進施策に協力する
 ・関係機関等との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供する

第3章 各主体の役割

市町の役割(第6条)

・施策を継続的かつ効果的に推進する

保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割(第7条)

・歯と口腔の健康づくりの推進 他者が行う活動と連携・協力する
 ・県民の正しい生活習慣の教育、食育を推進する

事業者及び保険者の役割(第8条)

・事業者は、事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会を確保その他の取組を推進する
 ・保険者は、被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の取組を推進する

第4章 各主体間の連携等

市町等との連携、協力及び調整(第9条)

・県は、施策を策定・実施するに当たっては、市町等関係団体との連携・協力・調整する

市町への支援等(第10条)

・市町が基本的計画を定め8020運動を推進する場合、県は求めに応じ情報提供や専門的支援を行う

第5章 基本的施策

基本的施策(第11条)

県は、効果的な歯科保健医療対策の推進を図るため、次の各号に掲げる施策を講じるよう努める

- 一 すべての県民が生涯を通じて、定期的に歯科検診等を受けられる環境の整備
- 二 障がい者、要介護者、その他定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者並びに妊産婦・乳幼児が定期的に歯科検診や診療を受けられる環境の整備
- 三 学校等におけるフッ化物洗口の推進など効果的な歯科保健対策の推進 各実施主体に対する助言と支援
- 四 児童虐待の早期発見等(歯科医療関係者と協力)
- 五 成人期における歯周病の予防対策の推進
- 六 中山間地域等における歯と口腔保健医療サービスの確保
- 七 平時における災害に備えた歯科医療体制の整備 災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保(市町等関係機関と連携)
- 八 人材育成・確保 資質向上に関する施策の推進
- 九 定期的な調査 歯科疾患に係る効果的な予防・医療に関する研究の推進
- 十 その他 歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進

第6章 計画

計画(第12条)

・知事は、施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、基本計画を定める
 ・基本計画は、中長期的な目標、基本方針、施策の方向その他必要な事項を定める
 ・基本計画を定めようとするときは、あらかじめ三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経る
 ・同、県民の意見を反映するための必要な措置を講じる
 ・毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告し、公表する
 ・基本計画の変更についても、県公衆衛生審議会及び県民の意見を聴取・反映する

第7章 調査

調査(第13条)

・知事は、施策を策定し評価するための基礎資料として、概ね5年ごとに歯科疾患の罹患状況等の実態調査を行う
 ・知事は、調査結果を公表し、その結果を検証のうえ施策の推進、基本計画の見直しに反映させる

第8章 財政措置等

口財政措置等(第14条)

・施策を推進するため、必要な財政上、人員の配置その他の措置を講ずる

第9章 その他

いい歯の日及び8020推進月間(第15条)

・毎年11月8日「いい歯の日」 毎年11月「8020推進月間」

条例の名称検討資料

(委員から出された条例の名称案)

- 1 みえ歯とお口の健康づくり推進条例
- 2 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例
- 3 お口の健康条例
- 4 三重県歯と口腔の健康づくり 8020 推進条例
- 5 三重県歯と口腔の健康保持、向上に関する条例

(参考 他の道府県の条例の名称)

北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例
宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例
茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例
栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例
埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例
千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例
新潟県歯科保健推進条例
長野県歯科保健推進条例
岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例
静岡県民の歯や口の健康づくり条例
島根県歯と口腔の健康を守る 8020 推進条例
岡山県民の歯と口の健康づくり条例
広島県歯と口腔の健康づくり推進条例
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例
高知県歯と口の健康づくり条例
佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例
長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例
熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例
宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例
香川県歯と口腔の健康づくり推進条例
和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案に対する 意見募集（パブリックコメント）（案）

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 座長 青木謙順

1 意見募集の趣旨

当検討会では、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、すべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与するため、「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、当該条例の中間案をとりまとめましたので、広く皆様からのご意見を募集します。

2 意見の募集期間

平成24年2月2日（木）から平成24年2月15日（水）まで

3 資料の入手方法

「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案」の内容については、添付資料をご覧ください。

また、三重県議会事務局（三重県議会議事堂2階）及び議事堂受付（同1階）でも配布します。

4 意見の提出方法及び提出先

意見は別添様式（任意様式でも可。表題に「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案に対する意見」と明記）に住所、氏名、連絡先（電話番号等）をご記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で下記（7 意見の提出先・お問合せ先）までお送りください。

なお、電話によるご意見はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

5 提出いただいたご意見の取り扱い

皆様から提出いただいたご意見は、最終案を取りまとめる際に考慮させていただくとともに、ご意見に対する考え方と合わせて、後日、三重県議会のホームページで公表します。

なお、ご意見をいただいたご本人への個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

6 個人情報の取り扱い

ご記入いただいた住所、氏名等の個人情報については、このパブリックコメントに関する業務のみで使用し、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部は公表いたしません。

7 意見の提出先・お問合せ先

三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2877 Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp

関連資料

- ・ 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案の概要（PDF（ KB ））
- ・ 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案（PDF（ KB ））
- ・ 意見記入用紙（PDF（ KB ） / ワード（ KB ））

「みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案」に対する意見

【提出先】 (郵 送) 〒514 - 8570 津市広明町13
三重県議会事務局企画法務課企画広聴・法務グループ
(ファクシミリ) 059 - 229 - 1931
(電子メール) gikaik@pref.mie.jp

【締 切】 平成24年2月15日(水)必着

住所	
氏名	
連絡先 (電話番号等)	

該 当 箇 所 条文 条関係、項 目などの部分か分か るように入力してくださ い。全般にかかる場合 は、「全般」と入力して ください。	意 見
記載例： (条関係)	については、 のほうがよい。

用紙が不足する場合は適宜追加してください。

事 務 連 絡
平 成 年 月 日

別紙関係団体 様

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会
座長 青木 謙順

「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）中間案」に関する
ご意見について（照会）（案）

日頃は、三重県議会の活動について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当議会では、「歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）」の検討を行っており、このたび別添のとおり中間案をまとめました。

つきましては、この内容について、2月2日から15日までの間、パブリックコメントを実施しますので、ご意見がございましたら、別添用紙若しくは県議会HP（<http://www.pref.mie.lg.jp/kengikai/>）掲載のパブリックコメント様式によりご送付いただきますようお願いいたします。

なお、口頭、お電話でのご意見については、正確な聞き取りができないこともあり、控えさせていただいておりますので、ご了解願います。

記

1 期限 平成24年2月15日（水）必着

2 提出先

（郵 送） 〒514-8570 津市広明町13

三重県議会事務局企画法務課企画広聴・法務グループ

（ファクシミリ）059-229-1931

（電子メール） gikaik@pref.mie.jp

事務担当：三重県議会事務局

企画法務課 山本、辻上、松本

電話：059-224-2877

「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)中間案」に対する意見

【提出先】 (郵 送) 〒514 - 8570 津市広明町13
三重県議会事務局企画法務課企画広聴・法務グループ
(ファクシミリ) 059 - 229 - 1931
(電子メール) gikaik@pref.mie.jp

【締 切】 平成24年2月15日(水)必着

作成者 所属 _____
職名 _____ 氏名 _____
電話番号 _____

該 当 箇 所 条文 条関係、項目等ど の部分分かるように記入し てください。全般にかかる場 合は、「全般」と記入してくだ さい。	意 見
例： (条関係)	については、 のほうがよい。

用紙が不足する場合は適宜追加してください。

歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)の意見照会先(案)

	名称	
1	三重県市長会	総務課
2	三重県町村会	総務課
3	津市	歯科保健担当課
4	四日市	同上
5	伊勢市	同上
6	松阪市	同上
7	桑名市	同上
8	鈴鹿市	同上
9	名張市	同上
10	尾鷲市	同上
11	亀山市	同上
12	鳥羽市	同上
13	熊野市	同上
14	いなべ市	同上
15	志摩市	同上
16	伊賀市	同上
17	木曾岬町	同上
18	東員町	同上
19	菰野町	同上
20	朝日町	同上
21	川越町	同上
22	多気町	同上
23	明和町	同上
24	大台町	同上
25	玉城町	同上
26	度会町	同上
27	大紀町	同上
28	南伊勢町	同上
29	紀北町	同上
30	御浜町	同上
31	紀宝町	同上
32	(社)三重県歯科医師会	
33	NPO法人 三重県歯科衛生士会	
34	(社) 三重県歯科技工士会	
35	(財)三重県学校保健会	
36	(社)三重県栄養士会	
37	(社)三重県医師会	
38	(社)三重県看護協会	
39	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	
40	三重県自閉症協会	
41	三重県介護福祉士会	
42	三重県老人保健施設協会	
43	三重県知的障害者福祉協会	
44	(社)三重県身体障害者福祉連合会	

意見照会先については、責務・役割を規定した各主体及び特に配慮が必要と考える主体で条文案に規定されているものを選びました。同じく責務を規定した県民については、別途パブリックコメントを行うため、意見照会先には含めておりません。

45	(社)三重県社会福祉士会	
46	三重弁護士会	
47	三重県私学協会	
48	三重県商工会連合会	
49	三重県中小企業団体連合会	
50	三重商工会議所連合会	
51	三重県経営者協会	
52	全国健康保険協会三重支部	
53	健康保険組合連合会三重連合会	
54	三重県健康福祉部	健康福祉総務室
55	三重県教育委員会	教育総務室

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の経過・予定（案）

第1回検討会	9月22日	正副座長の選出	今後の進め方
第2回検討会	10月13日	国及び本県の現状と課題	歯科保健に係る現状認識
第3回検討会	11月8日	条例の目的及び基本理念	
第4回検討会	12月19日	条例の目的及び基本理念	各条項の検討
第5回検討会	1月5日	条例素案について検討	
第6回検討会	1月16日	参考人招致	条例素案について検討
第7回検討会	1月31日	条例中間案の検討（中間案の完成）	
パブリックコメント	2月2～15日	県議会HPで掲載	
第8回検討会	2月13日	執行部の意見聴取	参考人招致
第9回検討会	2月21日	条例中間案の修正	パブコム意見に対応した条例案の検討
全員協議会	2月23日	条例中間案の報告（意見交換）	
第10回検討会	2月27日	全員協議会での意見を受けて検討	
条例最終案	2月末～	代表者会議(未定)へ報告 (2/28～3/1で設定)	議会運営委員会（未定）
本会議	追加議案上程 3/2	委員会審査 3/7	本会議採決 3/19